

## 飲食店等の事業者の皆様へ

まん延防止等重点措置区域内（横浜市、川崎市、相模原市、厚木市）の飲食店等におかれましては、7月12日以降、酒類の提供はできません。

ただし、「マスク飲食実施店」の認証を得ている飲食店等では、7月12日以降、酒類の提供が可能です。

また、「マスク飲食実施店」の認証を得ていない飲食店等におかれましては、7月31日までの間に申請を行った場合には、申請日の翌日以降、酒類の提供が可能です。（申請日以前に酒類を提供することはできません。）

※このほかの条件は県ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」でご確認ください。

※8月1日以降に申請された場合は、認証されるまで酒類の提供ができません。認証には一定の時間を要します。

（今後の感染状況により、措置区域が変更になる可能性もありますので、現在措置区域外の飲食店等におかれましても積極的な申請をお願いいたします）

### 申請の方法

- 県ホームページ『「マスク飲食実施店」認証制度のご案内』から申請フォームに必要事項を入力して申請します。

神奈川 マスク飲食 認証 検索



※ 申請にあたっては、次のすべての項目に取り組んでいただいている必要があります。

#### 感染防止対策取組書

- 1 感染防止対策取組書の掲示
- 2 取組項目の実施

#### 基本的な感染防止対策

- 1 手指消毒の徹底
- 2 アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 3 換気の徹底

#### マスク飲食の実施

- 1 マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言）
- 2 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
- 4 マスク飲食用マスク等の配布
- 5 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ
- 6 注文時や料理提供時の再度の説明
- 7 マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含む）
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

### 申請後のお願い

- 申請直後、申請フォームで入力したメールアドレスあてに県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きますので、ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。（7月31日までに申請があった店舗に限ります）

※7月8日までに申請のあった飲食店等におかれましては、7月9日に、申請フォームで入力したメールアドレスあてに、県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きます。（ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。）

※県のホームページで、「マスク飲食実施店」と合わせて「マスク飲食実施店申請中」の店舗として公表します。

※県の現地確認の結果、上記認証項目を満たしていることが確認できない場合、「マスク飲食実施店」の認証はできません。

※まん延防止等重点措置区域において、7月12日以降に酒類の提供を行う飲食店等については、「マスク飲食実施店」認証書又は「申請中」確認書を掲示することが、協力金（第13弾）の交付要件の一つとなります。

## パソコン、スマートフォン等をお持ちでない方

### 【申請書の配布または取り寄せ】

- ・ 県機関（県庁、各地域県政総合センター）、市町村、商工会議所、商工会、食品衛生協会等で申請書を配布しています。
- ・ 下記問い合わせ先にて郵送またはファクシミリで申請書の取り寄せもできます。（郵送の場合日数がかかります）

### 【申請方法】

- ・ ファクシミリの場合、下記のファクシミリ番号に申請書をお送りください。

【ファクシミリ】 045-210-8819

- ・ 郵送の場合、下記住所に申請書をお送りください。

#### 【受託事業者】

〒980-0811宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25

NTT 東日本仙台青葉通ビル8階（株）NTT ネクシア 仙台センター 内  
神奈川県飲食店見回り及びマスク飲食実施店認証制度窓口 宛

※申請の際はコピーを取り、お手元の控えとしていただくよう、お願いします。  
（利用者から、申請中である旨の確認が求められた際は、当申請書の提示をお願いします。）

#### お問い合わせ先

【電話】新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

**0570-056774**

※「音声案内が流れたら②「マスク飲食実施店認証制度に関すること」  
を選択してください ※ 9:00～17:00

【ファクシミリ】 **045-210-8819**



飲食店等の事業者のみなさまへ

# マスク飲食実施店 認証制度のご案内

## 飛沫を抑えて安心と信頼できる店舗を実現！

- 県の感染防止対策取組書の普及により各店舗の感染防止対策は進みましたが、飛沫によって感染する新型コロナウイルスの感染リスクを下げるためには、飛沫を抑えることが大切です。
- マスク飲食実施店認証制度は、店舗の利用者一人ひとりが基本的な感染防止対策(M・A・S・K)に加え、「マスク飲食」の徹底を図ることで、飲食店等の事業者のみなさまの持続可能な営業環境を維持するとともに、利用者が安心できる店舗の利用を目指します。

認証書▶▶



**マスク飲食**の徹底 = 食事中も**会話**をするときは**必ずマスク**を徹底！



- 1 片方の耳ひも部分を持ち、耳から**マスク**を外して飲食
- 2 会話をするときには、再び**マスク**を着用

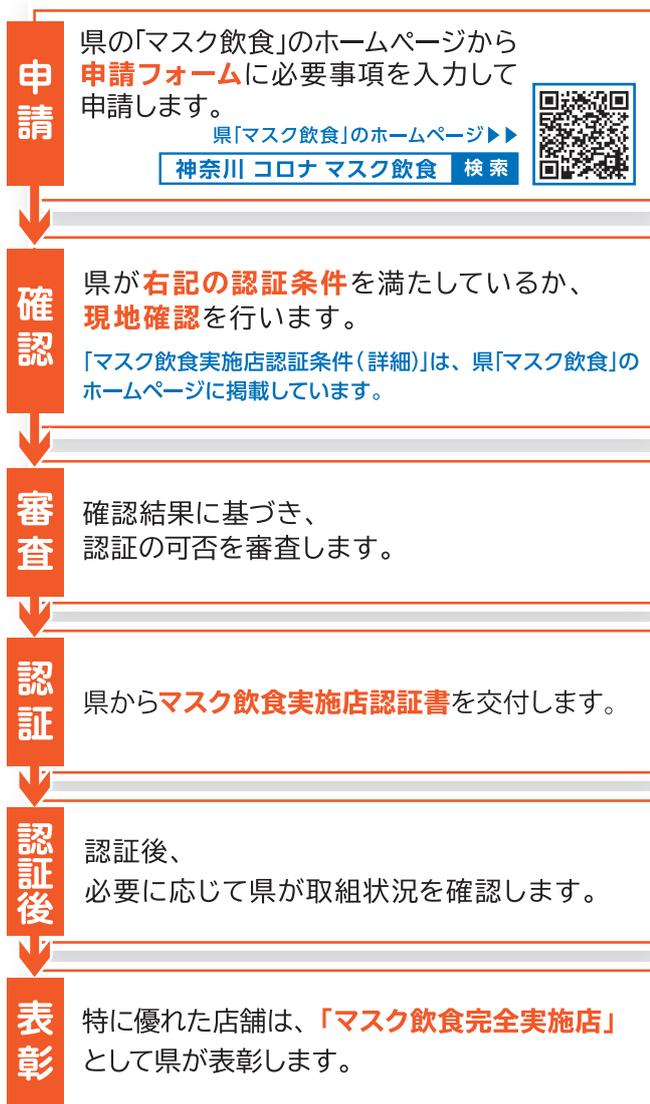


## 認証のメリットは？

- 1 お客様に安心して飲食できる店舗であることをPR！
- 2 県による様々な広報により店舗を全面的にPR！
- 3 特に優れた店舗は「マスク飲食完全実施店」として県が表彰します！

# M A S K

## 申請から認証までの主な流れ



## マスク飲食実施店認証条件

### 感染防止対策取組書

- 1 感染防止対策取組書の掲示
- 2 取組項目の実施

### 基本的な感染防止対策

- 1 手指消毒の徹底
- 2 アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 3 換気の徹底

### マスク飲食の実施

- 1 マスク飲食実施店であることの対外的な発信(宣言)
- 2 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
- 4 マスク飲食用マスク等の配布
- 5 注文用タブレット、店内放送、ディスプレイ等での呼びかけ
- 6 注文時や料理提供時の再度の説明
- 7 マスク飲食の実施状況のウォッチ(注文した料理を待っている間を含む)
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

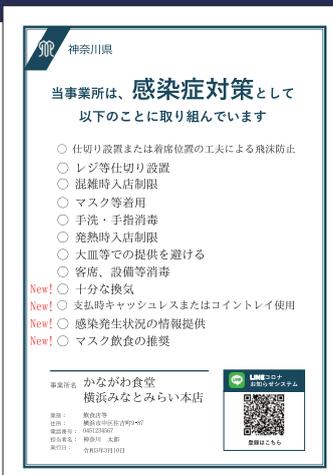
- ▶ 申請前において、上記の各認証条件に取り組んでいただいている必要があります。
- ▶ 各認証条件には**詳細な内容**があります。県のホームページに掲載していますので、申請の際は**事前に必ずご確認ください**。
- ▶ パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

## 申請に係る留意事項 必ずお読みください

- 今後、感染状況の改善等に応じて、マスク飲食実施店を時短要請の対象から除外するなど、一定のインセンティブを設けることを検討します。
- この認証制度は、協力金を受給するうえでは、必須ではありません。
- この認証制度の認証条件については、今後、感染状況等を踏まえ、見直される可能性があります。
- 申請するためには、県の「**感染防止対策取組書(右図)**」の登録が必要となります。

「感染防止対策取組書」にまだ登録していない方は、県のホームページから登録することができます。

知っていますか? 感染防止対策取組書 神奈川県 感染防止対策取組書 検索



県「感染防止対策取組書」

**認証制度の概要・申請**

県「マスク飲食」のホームページ▶▶▶

神奈川 コロナ マスク飲食 検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/mask/index.html>

**お問い合わせ** 9時~17時 年末年始を除く

新型コロナウイルス 感染症専用ダイヤル **0570-056774**

「音声案内」が流れたら **2**「マスク飲食実施店認証制度に関すること」を選択してください



# マスク飲食実施店 申請書

申請日

事業者名 (運営法人名または個人事業主氏名)		法人番号(法人の方のみご記入ください)
事業者・郵便番号	事業者住所(運営法人または個人事業主)	事業者代表電話番号(運営法人または個人事業主)

申請店舗名	店舗郵便番号	申請店舗・住所

営業時間(時短要請が無かった場合)	申請担当者・氏名	申請担当者・氏名 (フリガナ)
申請時点の客席数	申請担当者・電話番号	申請担当者・メールアドレス

チェック項目	
※各項目に実施している場合□にチェックを入れてください ※原則として「全ての項目」の実施が必要です	
感染防止対策取組書	マスク飲食実施店認証条件
<input type="checkbox"/> 感染防止対策取組書の掲示	<input type="checkbox"/> マスク飲食実施店であることの対外的な発信 (宣言)
<input type="checkbox"/> 取組項目の実施	<input type="checkbox"/> 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
	<input type="checkbox"/> マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
基本的な感染防止対策	<input type="checkbox"/> マスク飲食用マスク等の配布
<input type="checkbox"/> 手指消毒の徹底	<input type="checkbox"/> 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ
	<input type="checkbox"/> 注文時や料理提供時の再度の説明
<input type="checkbox"/> アクリル板等の設置 又は座席の間隔の確保	<input type="checkbox"/> マスク飲食の実施状況のウォッチ (注文した料理を待っている間含む)
	<input type="checkbox"/> マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
<input type="checkbox"/> 換気の徹底	<input type="checkbox"/> マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

チラシ、認証条件(詳細)等をよく読み、内容を理解しました。認証条件や、特措法に基づく県からの要請を遵守します。  
この情報を、神奈川県が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付事務に利用することを同意します。

<b>【申請書郵送先】</b>	〒980-0811宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル8階 (株) NTT ネクシア 仙台センター 内 神奈川県飲食店見回り及びマスク飲食実施店認証制度窓口 宛
-----------------	---

※本申請書は上記の県委託業者へご郵送ください。  
 ※申請の際はコピーを取り、お手元の控えとしていただくよう、お願いします。  
 (利用者から、申請中である旨の確認が求められた際は、当申請書の提示をお願いします。)

## マスク飲食実施店認証条件（詳細）

感染防止対策取組書		
チェック項目	詳細	
1	感染防止対策取組書の掲示	感染防止対策取組書を掲示している
2	取組項目の実施	感染防止対策取組書に記載の取組項目をすべて実施している
基本的な感染防止対策		
チェック項目	詳細	備考
1	手指消毒の徹底 ア 店内入口に消毒設備を設置している イ 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている（入店時に難しい場合は注文時）	ア及びイを満たしていること
2	アクリル板等の設置 又は座席の間隔の確保 ア 座席と座席の間にパーティションを設置している（同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外しても良い） イ パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである ウ 座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している	「ア及びイ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
3	換気の徹底 ア 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設（換気設備を備えている場合）】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている イ 【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている（換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m <sup>3</sup> ）を確保している） ウ 【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設（換気設備を備えていない場合）】 窓・ドア等を定期的に開放している（定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行っている）等  夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している	「ア」、「イ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
マスク飲食の実施		
チェック項目	取組例	
1	マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言） ○ ホームページを開設している場合は、その中で、でマスク飲食に取り組んでいることを宣言している。 ○ 店舗の入口にマスク飲食を実施していることがわかるチラシ、ポスターを掲示している。（手書きでも可）	
2	入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明 ○ 従業員から口頭でマスク飲食に取り組んでいることを説明している。 ○ （入店時に接客係がないお店の場合）マスク飲食実施に取り組んでいることがわかるものを入口の必ず客が目にする箇所に掲示してある。	
3	マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ ○ 入店時に説明した時にマスク飲食に協力しない意思を示した客に対して、入店を遠慮するよう伝えている。	
4	マスク飲食用マスク等の配布 ○ 客が必要とした時に提供する飲食用マスクの用意がある。	
5	注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ ○ 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等でマスク飲食を呼び掛けている。 ○ ディスプレイ等がない場合は、ポップ等でもよい。	
6	注文時や料理提供時の再度の説明 ○ （その時点でのマスク着用の有無に関わらず、）注文時や料理を提供する際に、マスク飲食に取り組むよう促している。	
7	マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含） ○ 客がマスク飲食に取り組んでいることをスタッフが適宜確認している。	
8	マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ ○ マスク等なしで会話している客がいる場合に、個別にマスク着用するよう声をかけている。	
9	マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請 ○ マスク等なしで会話している客に声がけをしてもマスクを着用しない場合に、早期退店を促している。	

※この認証条件については、今後、感染状況等を踏まえ、見直される可能性があります。